

## 1 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数

年 度	平24	25	26	27	28	29	30	令元	2	3
任官者	5 (0)	4 (2)	4 (1)	1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (1)	3 (0)
内訳	判事 (0)	4 (2)	2 (1)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	3 (0)
	判事補 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
										0 (0)

注) ( )内は、民事調停官・家事調停官から裁判官への任官者数(弁護士任官制度による任官者数の内数)である。

## 2 任官時配属先

高裁判事 22 人

地裁判事 0 人

家裁判事 0 人

地裁判事補 7 人

## 1 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数

年 度	平25	26	27	28	29	30	令元	2	3	4
任官者	4 (2)	4 (1)	1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (1)	3 (0)	0 (0)
内 訳	判 事	4 (2)	2 (1)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	3 (0)
	判事補	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)

注) ( )内は、民事調停官・家事調停官から裁判官への任官者数(弁護士任官制度による任官者数の内数)である。

## 2 任官時配属先

高裁判事 18 人

地裁判事 0 人

家裁判事 0 人

地裁判事補 6 人

## 1 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数

年 度	平26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5
任 官 者	4 (1)	1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (3)
内 訳	判 事 (1)	2 (0)	1 (2)	3 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (3)
	判事補 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注) ( )内は、民事調停官・家事調停官から裁判官への任官者数(弁護士任官制度による任官者数の内数)である。

注) 令和5年度は12月1日現在である。

## 2 任官時配属先

高裁判事 17 人

地裁判事 0 人

家裁判事 0 人

地裁判事補 6 人